

生活困窮者自立支援法及び生活困窮者自立支援法施行規則に基づく「不利益処分」に係る
処分基準

(令和元年8月6日設定)

(令和2年11月12日一部改正)

1 「生活困窮者住居確保給付金の不支給」(施行規則第15条第1項及び第2項)については、
次のとおりとする。

- ・生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について
(平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)
「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」
第7 住居確保給付金の支給(10 支給の中止)

2 「生活困窮者住居確保給付金の不正利得の徴収」(法第18条)については、次のとおりとす
る。

- ・生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について
(平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)
「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」
第7 住居確保給付金の支給(13 不適正受給への対応)